



報道発表資料の配付日時 12月21日(火) 15時00分

発表項目 (行事名)	太平洋海域での漁業被害により経営に影響(間接被害)を受けている中小企業者等に対する中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」の追加適用について																
概要 ※日時・場所・内容等	<p>○ 道では、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により経営に影響(間接被害)を受けている中小企業者等を対象として、既に実施している中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付【認定企業】(水産物不漁対策)」に加え、売上減少率に関わらず融資の対象となるよう、次のとおり「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」を追加適用します。 (金融機関の窓口を通じて、低利の資金をご利用いただけます。)</p> <p><融資条件等></p> <table border="1"> <tr> <td>融資対象</td> <td colspan="2">日高振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局管内に事業所を有する中小企業者等であって、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により、経営に影響(間接被害)を受けているもの</td> </tr> <tr> <td>融資金額</td> <td colspan="2">運転資金:5,000万円以内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td colspan="2">10年以内(うち据置2年以内)</td> </tr> <tr> <td>融資利率</td> <td>(固定金利) 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2%</td> <td>(変動金利) 年1.0% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)</td> </tr> <tr> <td>適用期間</td> <td colspan="2">令和3年12月21日～令和4年6月30日</td> </tr> </table> <p>※現行制度(水産物不漁対策)及び追加適用制度の概要については、別紙参照</p>		融資対象	日高振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局管内に事業所を有する中小企業者等であって、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により、経営に影響(間接被害)を受けているもの		融資金額	運転資金:5,000万円以内		融資期間	10年以内(うち据置2年以内)		融資利率	(固定金利) 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2%	(変動金利) 年1.0% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)	適用期間	令和3年12月21日～令和4年6月30日	
融資対象	日高振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局管内に事業所を有する中小企業者等であって、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により、経営に影響(間接被害)を受けているもの																
融資金額	運転資金:5,000万円以内																
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)																
融資利率	(固定金利) 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2%	(変動金利) 年1.0% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)															
適用期間	令和3年12月21日～令和4年6月30日																
参考																	
報道(取材)に当たってのお願い	この度の太平洋海域での漁業被害により経営に影響(間接被害)を受けている中小企業者等の方々の幅広い活用に向け、積極的な報道をお願いします。																
留意事項 ※日時・場所・発表者等	同時配付 同時レク 記者レク	道政記者クラブ															
その他	○ 本発表については、12月21日(火)15:00に北海道経済部地域経済局中小企業課からも道政記者クラブあてリリースします。																
担当 (連絡先)	北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係(担当者:山口) 電話:0155-27-8537(直通) 2411(内線)																

区分	添付資料名	項目
参考1	災害関連の融資制度のごあんない	① 2 3 4
参考2	水産物不良関連の融資制度のごあんない	① 2 3 4

※ 項目の内容は次のとおり

[1 同時送信する 2 記者室へ提供する 3 担当係にて保管する 4 FAX送信する]

※ 項目3の「担当係で保管する」は資料にできない場合(冊子類・CD-ROM等)のこと。